

ヒアリング項目

【「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」において示された方向性について】

労働政策審議会障害者雇用分科会意見書（令和 4 年 6 月）や、令和 4 年の衆議院・参議院障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議等において、障害者雇用率制度における障害者の範囲や障害者雇用の「質」の観点などについて、検討が必要な事項を指摘されてきたことを踏まえ、障害者雇用の「質」の向上や障害者雇用率制度の在り方を主な検討事項として、令和 6 年 12 月に「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」が立ち上げられ、関係団体からのヒアリングや、同研究会での議論を経て、令和 8 年 2 月に報告書がとりまとめられました。

同報告書では、議論のとりまとめとして、「障害者雇用の「質」について」、「障害者雇用率制度等の在り方について」の大きく 2 項目に整理し、その上で、各論点についての検討の方向性や引き続き検討・議論が必要とされた事項が示されました。

これらの各論点に関する報告書の内容について、どのように考えるか、特に貴団体として意見のある項目への意見をお聞かせください。

[主な検討項目]

※「今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会の報告書」目次より抜粋

I 障害者雇用の「質」について

1. 障害者雇用の「質」の規定及び「質」の向上に向けた事業主の認定制度の創設・拡大等
2. いわゆる「障害者雇用ビジネス」に係る対応

II 障害者雇用率制度等の在り方について

1. 手帳を所持していない難病患者の位置付け
2. 手帳を所持していない精神・発達障害者の位置付け
3. 就労継続支援 A 型事業所やその利用者の位置付け
4. 精神障害者について障害者雇用率制度における「重度」区分を設けること
5. 精神障害者である短時間労働者の算定特例
6. 障害者雇用納付金の納付義務の適用範囲を、常用労働者数が 100 人以下の事業主へ拡大すること